

北海道身体障害者新聞

発行人 (社団)北海道身体障害者福祉協会 赤坂 勝
札幌市中央区北二条西7丁目(かでの2-7)
電話 011-251-1551
FAX 011-251-0858
ホームページ www.hokushinkyō.or.jp
北海道障害者社会参加推進センター
電話 011-251-9302
毎月 25日発行
会員購読料(年) 90円 (会費を含む)
非会員 同 2,000円

盲ろう者通訳・介助員養成講座開催 新たに三十四名の通訳・介助員が誕生

社団法人北海道身体障害者福祉協会(会長赤坂勝)は昨年十二月十八日(土)から二十日(月)の三日間、札幌市内の道民活動センタービルで盲ろう者通訳・介助員養成講座を開催した。
この講座は、昨年度から北海道からの受託事業(盲ろう者通訳・介助員派遣事業)として実施しており、盲ろう者のコミュニケーション・手話と移動介助の知識・技術等の講習を行うことにより「通訳・介助員」を養成していきます。概要は次のとおり。

二年目となる本年度は、昨年度の反省点なども踏まえながら、早めに広い会場を確保し、開催案内しながら準備を進めた。その結果、受講者は札幌市内や近郊の方のほか、遠くは根室市、北見市、帯広市、乙部町、初山別村などからも多数参加を得て最終的には三十四名で開講した。

【一日目】

九時三十分から開講式が行われ、北海道身体障害者福祉協会赤坂勝会長から開講の挨拶があった。続いて日程に従って「盲ろう者福祉概論」・「ユニバーシ



赤坂勝会長 挨拶している様子

ョン論」の講義があり、午後からは「盲ろう者として」と題して、二人の盲ろう者から体験発表があった。その後、受講者全員が「盲ろう者体験」を行った。この体験では二人がペアとなって、交互に盲ろう者役(アイマスクを付け、かつ、耳栓とヘッドホンを付けての盲ろう状態)となつて、盲ろう者の世界を体験し、さらに盲ろう状態のまま目的地(トイレや自販機)まで行って戻ってくるまでの不安や通訳・介助役に求めた



盲ろう体験中の受講者

また、通訳・介助員役となつて、盲ろう者役への介助の仕方やユニバーシジョンの取り方などを体験した。役割を交互に分担しながらの実習は、最初、戸惑いながらも、全員が、無事、終えることが出来た。

【二日目】

午前中は、「盲ろう者と「手話」、「音声」及び「筆記」の各ユニバーシジョンについての講義が行われた後、昼休み時間は、受講者全員がアイマスクを付けた全盲状態で「食事実習」が行われた。続いて午後からは、「触手話」、「弱視手話」、「筆記」及び「音声」ごとにグループ分けして「ユニバーシジョン実習」が行われ、盲ろう者の見え方、聞こえ方などにあったユニバーシジョンの仕方を、全員が実習した。

【三日目(最終日)】

午前中は、「盲ろう者の移動介助」の実技と、「通訳・介助

活動について」の講義を学び、午後からは、この二日間ですんだ通訳・介助の総括的な学習として「通訳・介助の実習」が行われた。この実習では、二度目となる盲ろう者役と通訳・介助員役を二人ペアで、交互に体験しながら、全員が、盲ろう者に対する通訳・介助技術等を最終確認した。続いて北海道(保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課北山浩之主任)から、「派遣事業について」と題して盲ろう者通訳・介助員派遣事業などの説明が行われた。

その後、閉講式が行われ、所定のカリキュラムを修了した三十四名全員に、北海道身体障害者福祉協会和田真一常務理事・事務局長から修了証が授与され、講義や実技を担当された講師の方々から温かい祝福を受けた。



修了者(34名全員)と講師の人たち

三十四名の修了者は、今後、盲ろう者通訳・介助員として、北海道身体障害者福祉協会又は札幌市(札幌市身体障害者福祉協会)に登録し、盲ろう者が病院や買い物などで外出するときの通訳・介助員として活躍することが期待されます。最後に、この講座開催に全面的な協力をいただいた全国盲ろう者協会村岡美和さんと札幌盲ろう者福祉協会(会長富樫真弓)の皆さんには、この紙面を借りて改めて感謝を申し上げます。

今年度も新たな要約筆記奉仕員が誕生 平成二十二年度の養成講座が終わる

社団法人北海道身体障害者福祉協会(会長赤坂勝)は、昨年十二月十二日、札幌市内の道民活動センタービルを会場に開催してきた要約筆記奉仕員養成講座(昨年八月二十二日から土曜日又は日曜日に開催し、延べ十二日間・五十二時間にわたる養成講座)の全講座を終了し、所定のカリキュラムを修了した十名に修了証を授与した。概要は次のとおり。

講座最終日となった十二月十二日(日)は、実技としての「現場実習」が行われ、午前中は、小林八重子さん(札幌市在宅福祉サービス協会中央ヘルパーセンター)による「聴覚障害者との関わりの中で支援の在り方を考える」と題した講演があり、受講者一人ひとりが交代しながらOHPを使って実習した。

午後からは、「他者評価(聞こえない立場からの検証)」をテーマに要約筆記通訳ボランティアの会「はまなす」の講師による最後の実技が行われた。続いて「自己評価(読み手の評価を受ける)」と題して、受講者全員から講座修了の感想や今後の抱負などが発表された。

次にその一部を紹介します。「中途難聴者が抱えている苦悩や不安、情報保障の重要性、コミュニケーションの大切さ等に気づくことができました。また、通訳技法も多種多様でTPOに合った技法で臨機応変に対応することが望ましいことも理解できました。実習は想像以上に難しく「私には無理ではないか」と思う程でした。しかし、一緒に受講している仲間から励まされながら最後まで頑張りました。」「中失者の方々のご苦勞されたことや辛い気持ちなどの話を聞いて、心を打たれ、私には想像できない世界で、自分はまだまだ努力が足りないと思いました。これからは地元のサークルに入って勉強を続けようと思っております。」など。

その後、閉講式が行われ赤坂勝会長から、一人ひとりに修了証が授与され、続いてこれまでの間の受講者の努力に対して敬意を表したあと、「これからは「中途難聴者の耳」となつて、障がい者の社会参加を推進する地域の要約筆記奉仕員として活躍されることを願っている。」と、また、この講座の講義や実習を担当された講師の方々へ感謝とお礼の挨拶があった。続いて来賓として出席された北海道中途難聴者協会中西昭夫会長から修了者の方々へ感謝を述べた後、「これからは中途難聴者のために地域の要約筆記サークルなどに参加され自己研鑽に努められるようお願いいたします。」と祝辞があった。

最後に講師を代表して要約筆記通訳ボランティアの会「はまなす」の山 靖子代表から激励の言葉があった。



赤坂会長から修了証を授与

今後、修了者は、要約筆記奉仕員の登録手続きを経て、地域での活躍が期待されます。



修了者の方々と講師の人たち

「協力」町内会の回覧協力による日身連収益事業は、あなたの協会に還付されております。

社団法人日本義肢協会会員

株式会社 札幌義肢製作所
代表取締役 関 喬
札幌市中央区南三条西六丁目
電話代表(011)241-0986

札幌義肢製作所旭川支店
支店長 舛田裕司
旭川市五条通十二丁目
電話(0166)241-5333

有限会社 野坂義肢製作所
札幌市中央区南三条東四丁目
電話(011)221-1406

有限会社 河笠義肢製作所
小樽市長橋四丁目七番二十九号
電話(0134)211-3042
(0134)317-0026

株式会社 馬場義肢製作所
函館市豊川町一五の二
札幌市北二条七丁目
室蘭市母恋北町一三の六
釧路市富士見一五の九
電話(011)831-2656
(011)741-0303
(0143)315-2906
(0154)411-3546

株式会社 田村義肢製作所
札幌市中央区北四条東五丁目
電話(011)410-1277
帯広支店 帯広市大通南十五丁目二十番地
電話(0155)271-2489

有限会社 三愛義肢製作所
代表取締役 柏崎カネ
岩見沢市志文町九二三番地二六
電話(0125)21-2643

株式会社 協和義肢製作所
岩見沢市三条西八丁目
電話(0125)21-3739
FAX(0125)21-4761

有限会社 美唄義肢製作所
代表取締役 松田清勝
美唄市東七条北四丁目七番九号
電話(0126)611-0931

有限会社 千葉義肢製作所
釧路市若草町七番二番
電話(0154)211-3811
FAX(0154)211-9588

背景・経緯 障害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】(※基本法改正関係部分)

障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催...平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議
「障害者制度改革の推進のための基本的な方向」(第一次意見)(平成22年6月)の[第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の常会に提出すべき]との方針に沿うもの

障害者基本法改正の趣旨・目的

- 個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築
- 障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認
- 施策の実施状況を監視する機関の創設

総則関係

- 1)目的
障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現
- 2)定義
「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し
- 3)基本理念
基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利
権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確認
必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確認
手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における「表現及び意見の自由」についての権利)の確認
- 4)差別の禁止
権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し
差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供
- 5)障害のある女性
複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮
- 6)障害のある子ども
障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社会において本人やその保護者等への必要な支援の提供
- 7)国及び地方公共団体の責務
地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止
- 8)国民の理解・責務
障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること
障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重
事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める
- 9)国際的協調
国際的協調の下で障害者施策を推進
- 10)障害者週間
障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画
- 11)施策の基本方針
社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供
権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施
施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重
- 12)その他
障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定
差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施
障害者の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出

基本的施策関係

- 1)地域生活
必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進
利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること
- 2)労働及び雇用
合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る収入と働く機会の確保
多様な就業の場の創出と仕事の確保
障害者雇用義務の対象拡大
- 3)教育
インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子とない子が同じ場で共に学ぶことを原則)
就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則
障害のある子どもに合理的配慮や必要な支援の提供
- 4)健康、医療
人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること
身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供
難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進
- 5)障害原因の予防
公衆衛生又は医療施策の一環として実施
- 6)精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保
地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活
医療における適正手続の保障
- 7)相談等
必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談
相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修
- 8)住宅
地域移行の促進、様々な障害者自らの必要に応じた住宅の確保
- 9)ユニバーサルデザインと技術開発
ユニバーサルデザインの理念の施策への反映
福祉用具等の研究開発や普及
- 10)公共施設のバリアフリー化と交通・移動の確保
地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、合理的配慮を確保するための施策
- 11)情報アクセスと言語・コミュニケーション保障
様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニケーション手段等が利用できること
障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供
- 12)文化・スポーツ
様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策
- 13)所得保障
地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策
- 14)政治参加
障害の種別や特性に応じた施策
選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮
- 15)司法手続
障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保
関係職員に対する障害の理解に関する研修
- 16)国際協力
外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力
国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進

推進体制

- 中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置
- 障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施
- 改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議
- 関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保
- 地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、新たに施策の実施状況に関する監視事務を追加

「障害」の表記

- 法令等では、当面「障害」を使用
- 改革期間内を目途に一定の結論

障がい者制度改革推進会議「第二次意見」

平成二十二年十二月十七日、障がい者制度改革推進会議は、二十九回にわたる精力的な審議の結果、「第二次意見」をとりまとめ、当日、小川榮一議長から岡崎トミ子内閣府特命担当大臣(障がい者制度改革推進本部副本部長)に対し意見書を手渡した。この「第二次意見」は先の第一次意見(平成二十二年六月)

月)の方針に沿ってとりまとめられたもので、障害者基本法改正について、その趣旨・目的を「個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」、「障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確認」及び「施策の実施状況を監視する機関の創設」として、約半年にわたって審議してきた。また「障害の表記」に

ついては、「障害の表記に関する作業チーム」の報告を踏まえ、現時点における表記に関する考え方と今後の課題についてとりまとめた。

なお、今後、「障害者基本法」の改正法案は、一月からの推進会議で各省庁法制局と話し合い、来年の通常国会に閣法として提出される予定としている。

「第二次意見」概要中の言葉の注釈

- 注1 インクルーシブ～〔inclusive〕 包括的な、すべてを含んだ、の意味。
- 注2 ユニバーサルデザイン～〔universal design〕 高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること、の意味。

臨時総会で予算減額などを議決

北身協は昨年十二月二十一日(火)、札幌市内で臨時総会を開催し、本年度予算額の補正について審議し、提案どおり議決した。

その概要は一般会計の道補助金の減額などで、昨年九月に実施された北海道監査委員による監査結果に基づく改善措置として行われた。

小規模作業所へ補助金交付

個別給付事業や地域活動支援センターなどへの移行が直ちにできない小規模作業所に対する経過措置として、小規模作業所緊急支援事業補助金は、昨年十二月末、次の作業所に交付されました。

○企業組合ウエルフェアグループ虹の光ひつじ工房(釧路市)

盲導犬宿泊体験セミナー開催

公益財団法人北海道盲導犬協会では、本年度も、盲導犬宿泊体験セミナーを開催します。

日時 三月十九日(土)十三時～二十日(日)十四時

会場 (財)北海道盲導犬協会 住所 札幌市南区南三十三西八

対象 視覚障害による身体障害者手帳を持つ十五歳以上の方で、これまで盲導犬との生活を体験したことのない方と同伴の方

募集人員 七名(七名を越える場合は選考します)

参加費 二千五百円

セミナーの内容

- ①盲導犬との体験歩行
- ②盲導犬の管理体験
- ③交流会

送迎 盲導犬協会最寄駅までの送迎が可能です。

締切日 二月二十日(日)

申込先・問合せ先 (財)北海道盲導犬協会 担当 (西川)

電話 〇二一五八二八三三三 F A X 〇二一五八二七七二五

文芸

短歌

由仁町 中嶋つぎ子

幾年瀬の困難有りしこの生命
穏やか生きん明るく生きん
吾曾孫は這えは起きてともどかしき
思いに育ち一歳となり

釧路町 大道恵美子

歳月は体質かへると医者云えど
はつきりしない冬空あをぐ
もるもるの哀感多きこの年を
湯舟に浸りしみじみ思ふ
もるもるのストレス背負ひ生くる世に
夢の欠片を持ちてゆきたし
エネルギーの使ひ過ぎなるや温暖化
拍車かけける今年の猛暑
胸奥の煩悩いくつたち切れず
静もる暗に除夜の鐘聞く
倒産や盗難多き世をはねる
躍動ほしき卯年迎える

俳句

恵庭市 西島 明

後の世のひとつ悟りて木の葉髪
侘しきや小春日和の下手な嘘
涸れ切らぬ流れ一筋虎落笛

川柳

北広島市 本多 司

リハビリの奇遇仲間と話が弾み
介護士の愛の諸手に射す後光
伏魔殿バトルが尽きぬ国会座
兔小屋住んで馴染んだ三十年
雪山賛歌年跳べ跳べ好景気
ふるさとの水が育てし今年米
ほどほどと云ふこと忘れ濁り酒
ことのほか歳はすすみ秋すすむ
父と子と夢あり菊香る

文芸に投稿される方へ(お願い)

- 1 投稿は、できるだけ新聞発行月の前月末までに願います。
 - 2 作品には、短歌、俳句、川柳の区分を記入願います。
 - 3 一般読者が読みにくい漢字には、必ずルビを付すようお願いいたします。
 - 4 投稿は、葉書などのほか、FAXでも受け付けています。
- 【投稿先】
新聞表面の発行人の宛先まで。

<p>有限会社 岩見沢義肢</p> <p>電話代表 〇二二六二二二一五五〇番</p>	<p>株式会社 ライフパス</p> <p>札幌市北區篠路一条八丁目六番三〇号</p> <p>電話 〇一〇二二二一四七〇九</p>	<p>クリーニングは光生舎</p> <p>光生舎 クリーナーズ 光生舎 ワークショップ 光生舎 エルム・ライニング 光生舎 ライト・スラザ 光生舎 メディック・エル 光生舎 クリーン・セブン 光生舎 スラザイン・サッポロ 光生舎 虹の里 光生舎 虹の里デイサービスセンター 光生舎 フォーレビラ ケアハウス すいこう</p> <p>○施設の利用を希望される方はお気軽にご相談下さい。</p> <p>連絡先 (社)北海道光生舎 電話 0125-32-3221 担当 厚生部</p>	<p>HOP ホップ障害者地域生活支援センター</p> <p>札幌市東区北二十条東一丁目五十一番大西ビル一階</p> <p>TEL 〇一〇二二二二二二二〇 FAX 〇一〇二二二二二二二〇 TEL 〇一〇二二二二二二二〇 FAX 〇一〇二二二二二二二〇</p>	<p>NISSIN 株式会社</p> <p>ニッシン自動車工業</p> <p>北海道支店</p> <p>岩見沢市志文町九二二二二二二二番 電話 〇一〇二二二二二二二二番</p>	<p>印刷・クリーニング・縫製のご用命は</p> <p>社会福祉法人 北海道リハビリ</p> <p>障害者支援施設 リハビリ・エイト</p> <p>身体障害者授産施設 リハビリ・クリーナーズ</p> <p>障害福祉サービス事業所 リハビリ・おおぞら</p> <p>障害者支援施設 札幌ワークセンター</p> <p>地域活動支援センター ポールス</p> <p>障害福祉サービス事業所 セルブさっぽろ (ウエルプラザやまはな)</p> <p>施設利用ご希望の方はお気軽にご相談ください 法人事務所 北広島市西の里507番地1 TEL (011) 375-2111 (代) FAX (011) 375-4051</p>	<p>安心と実績で全道をネットする 認定補聴器専門店</p> <p>岩崎電子 補聴器センター</p> <p>本店 札幌市中央区南2条西3丁目 東南カド</p> <p>札幌駅前 札幌市中央区北3条西2丁目 札幌H・S・ビル1F</p> <p>新札幌店 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目 ホクノービル3F</p> <p>手稲店 札幌市手稲区前田1条12丁目</p> <p>旭川店 旭川市宮下通9丁目 キタノビル1F</p> <p>函館店 函館市杉並町8-20 オカダビル</p> <p>苫小牧店 苫小牧市表町5丁目5-1</p> <p>室蘭店 室蘭市中島町3丁目25-1 TMビル</p> <p>お問い合わせ 0120-231-282</p> <p>岩崎電子株式会社 札幌市中央区南2条西3丁目東南カド</p>
--	--	---	---	--	---	--